

「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）」の改正に伴う
認定検査実施者調査マニュアル[高 S-0103]の改正について

平成 23 年 5 月 31 日

高圧ガス保安協会

「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）（平成 19・05・16 原院第 1 号）」（以下、認定内規という。）が改正され、平成 23 年 3 月 25 日付で施行されたことに伴い、認定検査実施者調査マニュアル[高 S-0103]の改正を行いましたのでお知らせ致します。主な改正内容は下記の通りです。

【主な改正内容】

- ① 改正前の認定内規においては、処理量 20%以上増加を伴う工事については、一部条件を満足したものを除いて、認定の対象範囲から除かれると規定されていたが、今回の認定内規の改正により、新たな設置及び追加の工事（製造施設のスクラップビルドを除く。）以外の工事であれば、認定の対象範囲となることと規定されたため、これに伴う認定対象範囲等の変更。（マニュアル中「2. 対象範囲等」）
- ② 認定検査実施者が次回検査時期を設定する場合にあっては、「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準（KHK/PAJ/JPCAS 0851(2009)）」によることができると認定内規に規定されたため、同基準を適用して次回検査時期を設定する場合の認定申請書への必要記載事項等の追加。（マニュアル中「4.2 調査申請書、調査申請書類の記載内容及び作成方法等」の「注意点」）注）同基準に対する制限有り（詳細は認定内規を参照して下さい。）
- ③ 重要添付書類に保安管理システム規程を追加。（マニュアル中「4.2 調査申請書、調査申請書類の記載内容及び作成方法等」の「⑤ 1）重要添付書類」）

なお、改正後のマニュアルについては[こちらのページ](#)からご覧下さい。

以上